

# 事務局説明資料

---

2019年3月4日  
金 融 庁

# 目次

---

I 少額サービス	.....	2
----------	-------	---

II ポストペイサービス	.....	7
--------------	-------	---

# 少額サービス

## 資金移動業者及び前払式支払手段発行者に対する現行規制の概要

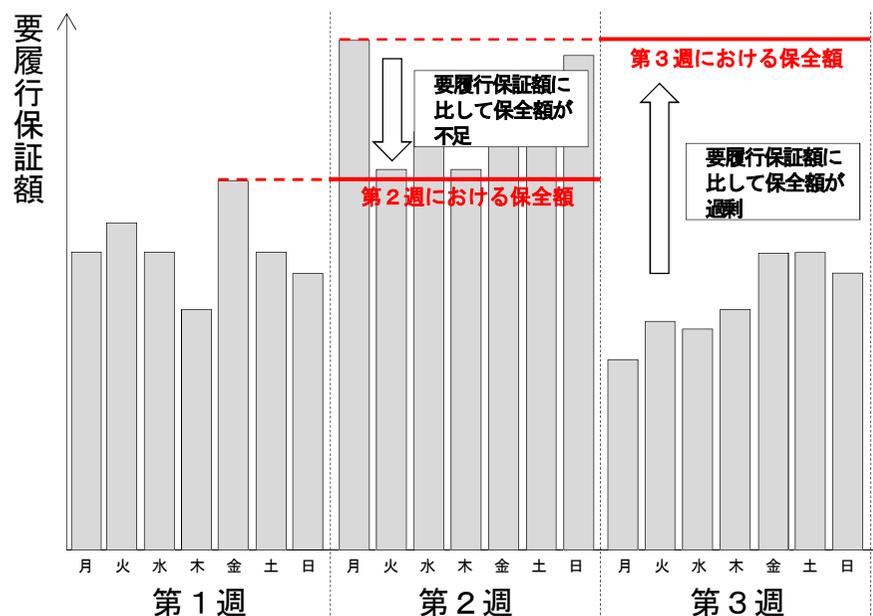
		資金移動業者	前払式支払手段発行者（第三者型） [交通系ICカードなど]	前払式支払手段発行者（自家型） [自店舗でのみ使用可能な商品券など]
参入形式		登録制	登録制	届出制 基準日未使用残高が1,000万円を超えるとき
送金等上限額 (1件あたり)		100万円	制限なし	制限なし
利用者資金 の受入れ	受入れ上限額	制限なし 出資法との関係で送金に関連した 資金のみ滞留することとなるが、 資金決済法においてその取扱いに 関する明文の制約はない	制限なし 出資法との関係で送金に関連した 資金のみ滞留することとなるが、 資金決済法においてその取扱いに 関する明文の制約はない	制限なし 出資法との関係で送金に関連した 資金のみ滞留することとなるが、 資金決済法においてその取扱いに 関する明文の制約はない
	保全の方法	供託等義務（全額） ある1週間の各営業日における要履行 保証額の最高額以上を翌週中に供託 (最低1,000万円)	供託等義務（半額） 基準日（3月末及び9月末）の未使用 残高の2分の1の額以上を基準日の翌日 から2月以内に供託 (基準日未使用残高が1,000万円を超えるとき)	供託等義務（半額） 基準日（3月末及び9月末）の未使用 残高の2分の1の額以上を基準日の翌日 から2月以内に供託 (基準日未使用残高が1,000万円を超えるとき)
財務		特になし 「適正かつ確実に遂行するために 必要と認められる財産的基礎」	最低純資産額 1億円以上	特になし
現金化の可否 〔マネー・ローンダリング対応〕		現金化可 〔犯罪収益移転防止法における 取引時確認義務等〕	現金化不可 〔特になし〕	現金化不可 〔特になし〕

## 資金移動業者の利用者資金の保全方法

- 保全対象となる資金の算定時点と実際の保全時点との間にはタイムラグが存在。そのため、**実際に負っている債務額に比して、保全額に過不足が生じる**場合がある。
- 保全契約により保全を行う場合は、保全対象となる資金を業者の手元に残すことが認められている。

### 供託及び保全契約による保全に係る算定方法

1週間における要履行保証額の最高額以上の額（履行保証金）を、その週の末日から1週間以内に保全。



(注1) 要履行保証額は、各営業日における未達債務の額と権利実行の手續に関する費用の額の合計額。

(注2) 履行保証金信託契約を締結する場合は、各営業日における信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以上の額である必要がある。

### 保全方法による手元流動性の差異

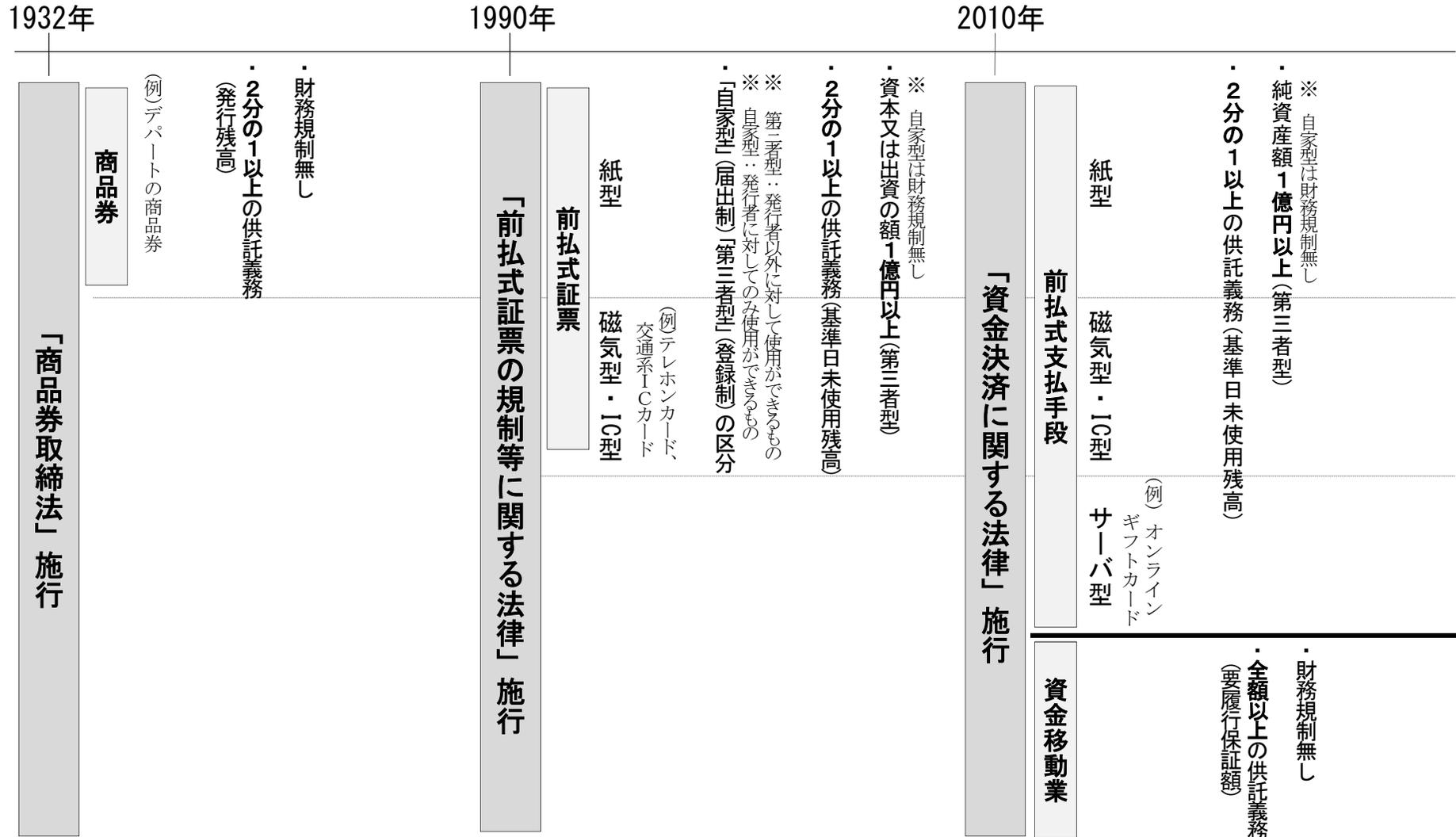
供託、信託契約の場合、履行保証金をそれぞれ供託所、信託会社等に預ける。他方、保全契約の場合、履行保証金は業者の手元に残る。



# 利用者資金の保全義務及び財務規制の変遷

- 1932年に制定された**商品券取締法**において、商品券の発行残高の**2分の1以上の供託義務**が規定され、  
 現行の資金決済法においても、前払式支払手段の基準日未使用残高の**2分の1以上の供託義務**が規定されている。
- 資金決済法制定時に、**サーバ型前払式支払手段も規制の適用対象**とされ、**規制対象が広がっている**。

## 資金移動業者と前払式支払手段発行者に係る利用者資金の保全義務及び財務規制の変遷



※ 紙型とは、紙片に金額等の財産的価値が記載・記録されている前払式証券又は前払式支払手段を指す。 ※ 磁気型・IC型とは、磁気ストライプ、ICチップ等に金額等の財産的価値が記載・記録されている前払式証券又は前払式支払手段を指す。  
 ※ サーバ型とは、コンピュータ・サーバ等に金額等の財産的価値が記録されている前払式支払手段を指す。有体物(カード等)のみならず、無体物(IDなどの符号等)の場合もある。

# 参考：「テロ資金対策に関するG7行動計画」に基づく将来的な基準強化の検証の結果（仮訳）（抄）

## 財務省・金融庁ウェブサイト公表資料（抄）

### G7による将来的な基準強化の検証の結果（仮訳）

効果的にテロ資金供与へ対処するために、2016年5月、G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議において「テロ資金対策に関する G7 行動計画」が採択された。この行動計画は、(i) 情報交換や協調の促進、(ii) 予防的措置の将来的な基準強化の検証、(iii) 対象を特定した金融制裁措置における協調、を含む、行動を定めており、(ii) は 2016 年 9 月末まで、(i) 及び (iii) は 2016 年末までの期限が設定されている。当該行動計画が採択されて以降、G7 はその実施に取り組んでおり、(ii) に関する進捗は以下のとおり。

（『テロ資金対策に関する G7 行動計画』の「2.G7 による将来的な基準強化の検証」より抜粋）

G7 は、G7 各国の要件を見直す観点から 2016 年 9 月末までに FATF 基準の関連する敷居値を分析し、最も効果的にテロ資金供与と闘うために FATF と協働し続ける。

このために、我々は

- (a) 現金の携帯輸出入の申告に係る敷居値を 1 万 5 千ユーロ/米ドル/カナダドル・2 百万円から、1 万ユーロ/米ドル/カナダドル・百万円へ引き下げることにコミットする。
- (b) すべての G7 各国が、仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段に FATF 基準を適用する、または適用に取り組むことを確認し、FATF 加盟国間で新たな決済手段に関するこれらの基準の実施を推奨するよう FATF と協働する。
- (c) リスク、負担、便益及び特定された金融商品や取引に係る具体的な悪用の実態を考慮しつつ、口座、口座類似商品、及び国外電信送金を含む予防的措置における他の敷居値を更に調査し、また、新しい敷居値が適切か検証する。

仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段のテロ資金供与リスクが高まっており、G7 各国は FATF ガイダンスに準拠しつつ、これらに FATF 基準を適用する、または適用に取り組むことを確認した。G7 各国では、プリペイドカードと仮想通貨について、マネロン・テロ資金供与対策に関する規制が導入されている、又は近々導入される予定となっている。

（財務省注）日本では、既に現金引出可能なプリペイドカードについては、資金移動業として規制が導入されている。また、仮想通貨と法定通貨との交換等を行う仮想通貨交換業者については、規制導入に向けて法改正を実施（平成 28 年 6 月公布、公布から 1 年以内に施行予定）。

# ポストペイサービス

## ポストペイサービス（1）

○ 現行制度において、ポストペイサービスを提供する場合、以下の3つの法的枠組みが存在。

- ① 銀行法上の銀行業の免許を受けて行う方法（為替取引と資金の貸付けの組合せ）
- ② 資金決済法上の資金移動業の登録及び貸金業法上の貸金業の登録を受けて行う方法
- ③ 割賦販売法上の信用購入あっせん業の登録を受けて行う方法

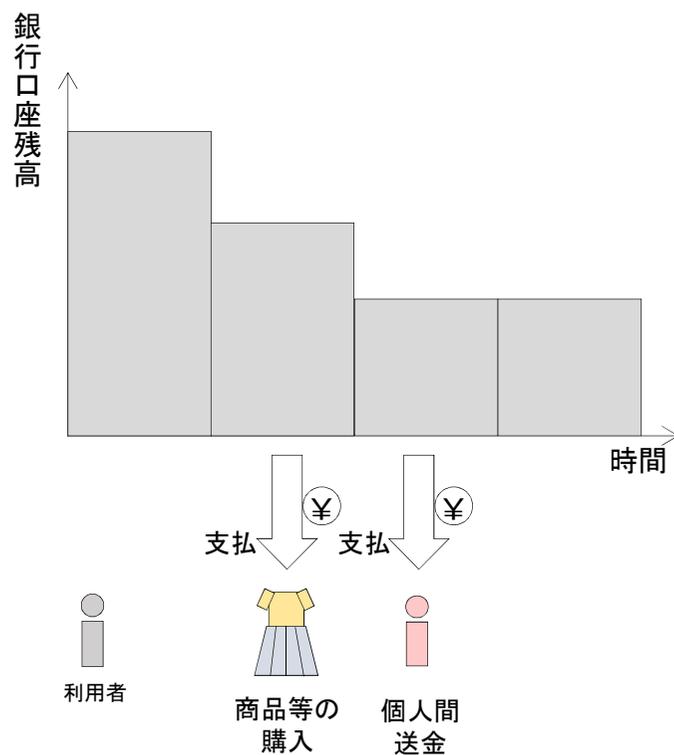
## ポストペイサービス（２）

- 一定期間の送金サービス利用代金をまとめて利用者の銀行口座から引き落としを行うサービスが存在。
- こうしたサービスは、外形的には「資金供与」と捉えることもできるが、支払時期をまとめたい、などの利用者ニーズに応えるものとも考えられる。

### リアルタイムペイサービスとポストペイサービス

#### リアルタイムペイサービス

送金サービス利用代金が、サービス利用の都度、即時に銀行口座から引き落とされる。



#### ポストペイサービス

一定期間の送金サービス利用代金が、まとめて、銀行口座から引き落とされる。

